

よくある質問（証明者側バージョン）

問1	
Q	証明した実務経験証明書に不備があったと連絡が来て、再度証明を依頼されたのですが、不備のあった実務経験証明書を返却してもらえますか？
A	返却はできません。 改めて実務経験証明書を発行してください。 ※証明した内容を事務局から確認する場合がありますので、証明した実務経験証明書のコピーをお手元に保管してください。

問2	
Q	個人経営の為、公印がないのですが、実務経験証明書の押印はどうしたらよいですか？
A	役所等に公的書類を提出する際に使用している印鑑（個人印を含む）を使用してください。

問3	
Q	サービス付き高齢者住宅で介護業務に従事している者（=介護福祉士）が、所属は併設されている訪問介護事業所である場合、証明は施設と事業所のどちらで証明したらよいですか？
A	実際に所属している訪問介護事業所で証明します。

問4	
Q	「施設・事業所の種別」はどのように記入すればよいですか？
A	よくある質問として ・「病院、診療所」の場合は『医療施設』、 ・「市役所・町役場」の場合は『行政機関』 ・「◇◇デイサービス」の場合は『通所介護事業』 ・「児童デイサービス■■」の場合は『児童発達支援事業』 ・「〇〇鍼灸院」の場合は『施術所』

問5

Q

- ① 通所介護（デイサービス）で職名が生活相談員として業務に従事している職員は受験要件に該当しますか？資格は介護福祉士のみです。
- ② さらに職員の証明として、「従事期間における職種名と業務内容」はどのように記載したらよいでしょうか？

A

- ① 受験要件として受験要件第2号の相談援助業務の範囲【別紙1】（試験案内 P5）には通所介護の生活相談員はありませんので該当しませんが、受験要件第1号の法定資格に基づく業務をおこなっていれば受験要件に該当します。
もし、その職員が介護福祉士の資格に基づく介護業務も行っているという場合は受験要件に該当します。
- ② 法定資格に基づく業務ということであれば、下記の記載例のように証明してください。

記載例

従事期間における
職種名
業務内容

介護福祉士 として 介護 の業務に従事

※受験要件として、介護福祉士の資格に基づく業務は介護の業務であり、相談業務のみの場合は要件に該当しません。

問 6

Q

従事期間と従事日数の考え方がわかりません。

- ・ **従事期間**は雇用している期間（資格に基づく業務の場合は資格取得日から）を証明するもの
- ・ **従事日数**は証明した従事期間内で業務に従事した日数を証明するもの

※実務経験証明書の記載例（一部抜粋）

①従事日数が間違っている

直接対人援助業務 従事期間 ※該当する年号に○	昭和・平成・令和28年4月1日～昭和・平成・令和3年6月5日 (1,892日間) <small>※法定資格に基づく受験要件の場合、免許の登録日からの従事期間になります</small>																
上記従事期間における 従事日数	1,892日 <small>※法定資格に基づく受験要件の場合、免許の登録日より算定した日数です</small>																
従事期間における 職種名 業務内容	介護福祉士 として 介護 の業務に従事																
受験資格 ※該当する数字に○	<table border="1"> <tr> <td>1 法定資格に基づく業務（受験要件第1号）</td> <td>資格コード※2</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>【法定資格】 介護福祉士</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>【登録年月日】 昭和・平成 27年3月1日</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>2 相談援助業務</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p><small>※法定資格に基づく業務については、資格登録年月日を、受験者本人に確認の上、記入してください。</small></p>	1 法定資格に基づく業務（受験要件第1号）	資格コード※2	2	0	【法定資格】 介護福祉士				【登録年月日】 昭和・平成 27年3月1日				2 相談援助業務			
1 法定資格に基づく業務（受験要件第1号）	資格コード※2	2	0														
【法定資格】 介護福祉士																	
【登録年月日】 昭和・平成 27年3月1日																	
2 相談援助業務																	

従事期間と同じ日数ということは、休みなしで勤務している状態になります。

A

※なお、月平均25日以上の場合はシフト表の提示を求めることがあります。

②正しい従事日数

直接対人援助業務 従事期間 ※該当する年号に○	昭和・平成・令和28年4月1日～昭和・平成・令和3年6月5日 (1,892日間) <small>※法定資格に基づく受験要件の場合、免許の登録日からの従</small>																
上記従事期間における 従事日数	1,250日 <small>※法定資格に基づく受験要件の場合、免許の登録日より算定した日数で</small>																
従事期間における 職種名 業務内容	介護福祉士 として 介護 の業務に従事																
受験資格 ※該当する数字に○	<table border="1"> <tr> <td>1 法定資格に基づく業務（受験要件第1号）</td> <td>資格コード※2</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>【法定資格】 介護福祉士</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>【登録年月日】 昭和・平成 27年3月1日</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>2 相談援助業務</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p><small>※法定資格に基づく業務については、資格登録年月日を、受験者本人に確認の上、記入してください。</small></p>	1 法定資格に基づく業務（受験要件第1号）	資格コード※2	2	0	【法定資格】 介護福祉士				【登録年月日】 昭和・平成 27年3月1日				2 相談援助業務			
1 法定資格に基づく業務（受験要件第1号）	資格コード※2	2	0														
【法定資格】 介護福祉士																	
【登録年月日】 昭和・平成 27年3月1日																	
2 相談援助業務																	

休日・病気・産休等で業務に従事しなかった日を除いた日数

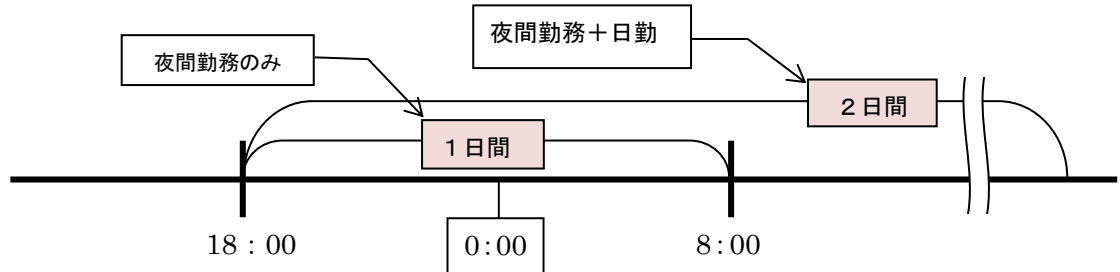
問 7

Q 夜勤で勤務時間が 18 時から翌朝 8 時までの場合、勤務日数は 2 日間になりますか？

A

原則、1 日の勤務日数となります。

ただし、翌朝 8 時から日勤扱いで、引き続き勤務する場合や、事業所の雇用、就業規則に基づいた計算であれば、2 日間としてカウントすることができます。
 ※勤務形態がより複雑な場合、シフト表等を提出してもらい日数の加計を確認する場合があります。



問 8

Q 昭和 62 年 4 月 1 日から開始している事業所が、所属する法人の統合によって平成 29 年 4 月 1 日に法人名が変わり、併せて事業所名も変わりました。
 この場合、どのように証明したらよいですか？

A

途中で変更していることが分かるように証明してください。

現在の事業所名と事業開始年月日の下に、統合前の情報を () 書きで記入してください。
 また、証明者は現在の法人名で証明してください。

※実務経験証明書の記載例（一部抜粋）

施設または事業所名	ほっかいの里ヘルパーステーション (旧名称：すいさんの里ヘルパーステーション)	現在の事業所名
事業所番号	123456789 <small>※事業所番号は、北海道または市町村から指定を受けた事業所番号を記入してください。不明な場合等は未記入でも構いません。</small>	
施設または事業の開始年月日 ※該当する年号に○	昭和・平成・令和 29 年 4 月 1 日 (旧 昭和 62 年 4 月 1 日)	(旧) 事業所名
施設または事業所の種別	訪問介護事業所	
直接対人援助業務 従事期間 ※該当する年号に○	昭和・平成・令和 28 年 4 月 1 日～昭和・平成・令和 3 年 6 月 5 日 (1,892 日間) <small>※法定資格に基づく受験要件の場合、免許の登録日より算定した日数です。</small>	
上記従事期間における 従事日数	900 日 以上 <small>※法定資格に基づく受験要件の場合、免許の登録日より算定した日数です。</small>	従事期間に切れ目がないければ、1 本で証明しても可
従事期間における 職種名 業務内容	介護福祉士 として 介護 の業務に従事	

問9

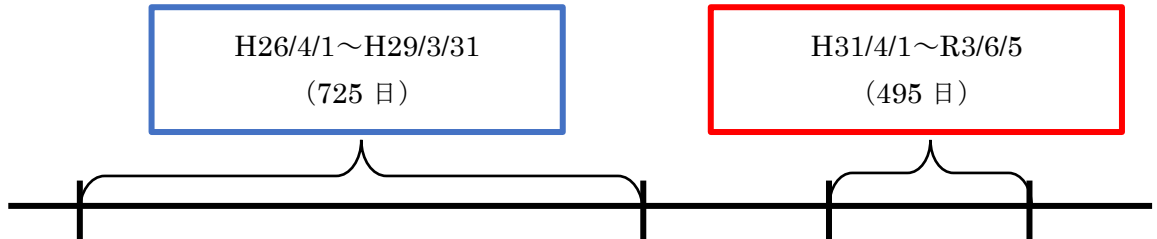
Q

一度退職してから再度雇用した者の実務経験の証明を依頼されました。
この場合、実務経験証明書は2枚に分けて証明するものですか？

従事期間と従事日数を2段に分けて1枚で証明することも可能です。



※実務経験証明書の記載例（一部抜粋）



A

施設または事業所名	ほっかいの里ヘルパーステーション	
事業所番号	123456789	※事業所番号は、北海道または市町村から指定を受けた事業所番号を記入してください。不明な場合等は未記入でも構いません。
施設または事業の開始年月日 ※該当する年号に○	昭和・ <u>平成</u> ・令和 29年4月1日	
施設または事業所の種別	訪問介護事業所	
直接対人援助業務従事期間 ※該当する年号に○	① <u>昭和・平成・令和26年4月1日~昭和・平成・令和29年3月31日 (1,096日間)</u> ② <u>昭和・平成・令和31年4月1日~昭和・平成・令和3年6月5日 (797日間)</u> <small>※法定資格に基づく受験要件の場合、免許の登録日からの従事期間になります</small>	
上記従事期間における従事日数	① <u>725日</u> ② <u>495日</u>	<small>・従事期間中、実際に当該業務に従事した日数を記入してください</small> <small>※法定資格に基づく受験要件の場合、免許の登録日より算定</small>
従事期間における職種名業務内容	介護福祉士 として 介護 の業務に従事	

①と②、各従事期間の実務日数を合計して900日以上だった場合、『①+② 900日以上』と証明しても可

問 1 0

Q

証明依頼者の氏名が結婚によって変わっているのですが、在勤時の氏名はどのように証明したらよいですか？

A

従事期間（終）時点での氏名で証明してください。

※申込書類等で旧姓を確認する場合は、受験者本人に戸籍抄本の提出を求めています。

(例) 従事期間 H28 年 4 月 1 日～令和 3 年 6 月 5 日の期間中に
(旧姓) 札幌 和子から北海 和子に氏名が変わっている場合は
北海 和子で証明します。

※実務経験証明書の記載例（一部抜粋）

証明年月日	令和 3 年 6 月 5 日	※本証明書を記載している日にちを必ず記入してください。 受付開始日（5月31日）より前の証明年月日は無効
在勤時の氏名	北海 和子	生年月日※該当する年号に○ 昭和・平成 56 年 6 月 8 日生
直接対人援助業務 従事期間 ※該当する年号に○	昭和・平成・令和28 年 4 月 1 日～昭和・平成・令和3 年 6 月 5 日 (1,892 日間)	※法定資格に基づく受験要件の場合、免許の登録日からの従事期間になります

この時点【従事期間（終）】での氏名で証明する

問 1 1

Q

雇用（H27 年 4 月 1 日）してから、介護福祉士の資格を取得（H27 年 5 月 1 日）した者の
従事期間はどのように証明すればよいですか？

A

第 1 号受験要件の場合、資格取得日からの計算になるので、下記のように証明します。

直接対人援助業務 従事期間 ※該当する年号に○	昭和・平成・令和27 年 5 月 1 日～昭和・平成・令和 3 年 6 月 5 日 (1,892 日間)	※法定資格に基づく受験要件の場合、免許の登録日からの従事期間になります
上記従事期間における 従事日数	1,250 日	・従事期間中、実際に当該業務に従事した日数を記入してください (休日・病気・産休等で業務に従事しなかった日を除いた日数) ・○日以上という記入の仕方でも可能です
従事期間における 業務の種類	介護福祉士 として 介護 の業務に従事	
受験資格 ※該当する数字に○	1 法定資格に基づく業務（受験要件第 1 号） 【法定資格】 介護福祉士 【登録年月日】 昭和・平成 27 年 5 月 1 日	資格コード※2 2 0 ※法定資格に基づく業務については、資格登録年月日を、受験者本人に確認の上、記入してください。
	2 相談援助業務	

受験要件第 1 号

雇用日が H27 年 4 月 1 日からでも、資格取得日 H27 年 5 月 1 日であれば、
従事期間の開始日は H27 年 5 月 1 日とします。

問 1 2

Q

同じ法人内で、勤務している事業所が 3 か所ある場合は、どのように証明すればよい
か？

実務経験証明書を 3 枚に分けて証明いただくことを推奨していますが、事業所名・
事業開始年月日・従事期間・従事日数を 3 段に分けて証明することも可としています。



※実務経験証明書の記載例（一部抜粋）

施設または事業所名	① ほっかいの里ヘルパーステーション ② にほんかいの里ショートステイ ③ おほ一つくかいの里ヘルパーステーション	
事業所番号	①123456789 ②987654321 ③135791113	※事業所番号は、北海道または市町村から指定を受けた事業所番号を記入してください。不明な場合等は未記入でも構いません。
施設または事業の 開始年月日 ※該当する年号に○	昭和・平成・令和 ①② 28年4月1日 ③ 令和元年5月1日	
施設または事業所の 種 別	①③訪問介護事業所、②短期入所生活介護	
直接対人援助業務 従事期間 ※該当する年号に○	①昭和・平成・令和28年4月1日～昭和・平成・令和29年3月31日（365日間） ②昭和・平成・令和29年4月1日～昭和・平成・令和31年4月30日（760日間） ③昭和・平成・令和元年5月1日～昭和・平成・令和3年6月5日（767日間） ※法定資格に基づく受験要件の場合、免許の登録日からの従事期間になります	
上記従事期間における 従事日数	① 264日 ② 520日 ③ 512日 <small>※法定資格に基づく受験要件の場合、免許の登録日からの従事期間になります</small>	
従事期間における 職 種 名 業務内容	介護福祉士 として 介護 の	

A

①と②と③、各従事期間の
実務日数を合計して 900 日
以上だった場合、
『①+②+③900日以上』
と証明しても可。